

四街道市 第1回保健福祉審議会障害者部会 議事録

日 時 平成23年8月29日(月) 午後1時30分から午後3時10分まで
場 所 保健センター3階 大会議室
出席委員 北村 富雄委員 江口 勝善委員 清水 政寛委員 柴 忠明委員
有川 良子委員 柴田 淳一委員 川崎 鉄男委員
傍聴者 3名

会議次第

1. 開会
2. 部会長挨拶
3. 健康福祉部長挨拶
4. 議題
 - ①現行計画の進捗状況について
 - ②現行計画の実績値について
 - ③その他
5. 閉会

4. 議題

①現行計画の進捗状況について

会長 事前に目を通していただいていると思いますが、今の説明に対して、また、説明がなかった事項についても、質問、意見があればお願いします。

柴委員 4ページの「障害者相談支援事業所の設置」で、相談員が対応できない状態になりつつあるということですが、どのような相談が多いのですか。

事務局 相談支援事業所は、社会福祉協議会と翠昂会に委託しており、2カ所あります。相談支援事業所の認知度が高くなってきたとともに、相談というよりも日常の話し相手のようなものが大変多くなっており、それに時間を取られています。

柴委員 本来の目的や、予想していたものとは異なる内容の相談が多いということですか。

事務局 サービスにつなげるような普通の相談もありますが、精神障害の方の電話による日常の話し相手や、自立支援協議会の就労部会で就労に関するパンフレットを障害のある方に配布したことにより、就労に関する相談がかなり多くなっており、就労支援の施設につなぐために、外に出る機会も多くなってきています。各相談

支援事業所には2名の相談員がおりますが、外に出ること、電話の対応、サービス利用についての施設との連絡等で、人手が足りなくなっている状況です。

清水委員 今の質問に関連して、障害者の方の相談内容は、障害者の方たちの要望等を知るためにとっても大事であると思います。できることであれば実施する必要があるし、無理であれば、無理であるということをも十分説明してあげる必要があると思います。障害者からの相談は、我々の施策を考える以上に大事なニュースソースを含んでいるということで、相談場所や相談員を十分補充する必要があると思います。

柴田委員 障害者用トイレの設置状況について、「他の施設については、新たな要望等がないために設置する予定はない」とありますが、手順が分からないために要望がないのではないかと、少し気になりました。

事務局 既存施設がかなり古くなってきているので、必要に応じて、市自らがやっていく必要性は十分あると思いますので、計画的に設置していく考えを持たなければいけないと思っています。したがって、障害のある方の施設といった形になるかと思いますが、そういったトイレを用意する方向性はもっていきたいと思います。

会長 今回のアンケート調査の中で、オストメイトの要望は確認されたのですか。課長の話では、行政として必要性は十分自覚して今後進めるが、既存の全ての設備については、まだ積極的なことは控えているということでしたが、そういう理解でよろしいでしょうか。

事務局 アンケートの分析結果については、次回、報告しながら相談したいと思っていますが、トイレについては特に要望は上がっていません。しかし、一部介助が必要な人たちのことや、高齢化が進むことを勘案すると、やはり考えていかなければならないと思っています。

柴田委員 オストメイトに限らず、障害を持たれている方が自ら要望するということは、非常に難しい部分があると思います。要望や申請がないからやらないというのではなく、必要性や妥当性があれば、先んじてやっていく姿勢が非常に重要で、そのための施策を考えていくのではないかと思います。ぜひ、よろしくお願いします。

会長 ご要望ということで受け止めていただければと思います。ほかにありませんか。

江口委員 15 ページ「療育・教育の充実」で、私は幼稚園に勤めていますが、つい最近、行動が激しい子がいて、他者への攻撃もすごくあり、対応に苦慮していたので、親御さんに児童家庭課に相談に行くように勧めました。児童家庭課で紹介された下志津の精神科の先生からは、多動という発達のみずきを指摘され「くれよん」を紹介されましたが、「くれよん」の別の先生からは、「障害ではなく、育ちによるストレスの発散として行動の激しさが出ている」という診断をされたということで、「くれよん」への通所の必要性はないのではないかと判断をされたことがありました。保護者の方は、もう一度、下志津の病院で相談しようと思いましたが、予約がいっぱいで随分先にならざるを得ないという状態でした。通所するときの手続きが今までとは違って、どこかの推薦や、医者や相談員の診断がないと入れないようなことを少し聞いていますが、事実なのかどうかをお聞きしたい。セカンドオピニオンとして、複数の意見が必要な場合があるかもしれませんが、

今の事例のように、医者によって判断が違っていると、親御さんは振り回されてしまいます。市内における療育の中心的な役割を担っていると書かれており、全くその通りだと思いますが、臨床心理士もしくは小児精神科医が常駐していないことがネックであり、すごく寂しく感じます。また、課題として「小学校の受け入れについては」とありますが、小学校は近年、特別教育の支援学級がすごく増えているので、フォロー体制が結構整っているので、「くれよん」は就学前の子どもたちに限定し、就学児童については、発達障害を持っていた子どもが、就学後にどういう行動になったかというフォローに重点を置いたほうがいいと思います。

市内の療育の中心である以上、臨床心理士を常駐させるということと、就学児童への療育指導は「くれよん」の主たる役割ではないと思いますので、方針の見直しの可能性についてお伺いしたいと思います。

事務局 臨床心理士とスタッフの常駐化については、ご指摘のとおり、現在は非常勤での対応ですので、財政的な問題もありますが、その辺の充実は課題の1つかと思います。小学校児童の受け入れについても、拡充していく計画になっていましたが、現在の施設が就学前児童用の施設なので、小学校児童が今の施設を利用するのは、逆に危険度が増す部分があります。今後、小学校児童にどう対応していくかという課題を抱えていることから、進捗状況評価でも「やや遅れている」とさせていただいています。今後、発達障害のセンターという、自立支援法の改正の関係もありますのでそれも含めて、小学校児童への対応は大事な課題の1つとして加わってきたと思っています。現段階でどうするといったものは持ち合わせていませんが、この計画の中で位置付けていく必要があると思っています。

清水委員 32～33 ページの基本方針4「住み良い環境づくり」の、防災・防犯環境の整備、情報伝達体制の整備と災害時要援護者情報の共有、災害時要援護者の避難・支援計画の具体化の3つに関連することですが、まず、手順として情報を収集し、災害時に一時避難できないと予想される要援護者をリストアップすることが最初だと思います。「同意方式」、「手上げ方式」、「共有情報方式」どの方法なのか、郵送なのか、回って歩くのか等、具体的な方法を教えてください。

事務局 「手上げ方式」は、災害が起きたとき助けてほしいという申し出をしていただくもの、「同意方式」はいざというとき、助けてくれる方に個人情報を通していいかというもの、「共有情報方式」は基本的に高齢者の介護度が高い方、身体障害者の1級、2級の方を対象にしており、その基礎データは我々のほうに全部ありますので、できるだけいろいろな部署が、この地区にどういった方がいて、どういった介護が必要な方が住んでいるのかというものを共有していきたいという、その組み合わせでやっていきたいということで進めています。今後、すぐ入る作業では、「手上げ方式」を来月の末から10月にかけてスタートしていきたいと考えています。

清水委員 「手上げ方式」は、郵送等で「希望します」というのを出示してもらおうのですか。

事務局 ご本人あるいは代理の方に郵送してもらおうか、窓口に来ていただくか、逆にこちらからケースワーカー等がお邪魔して働き掛けをする、民生委員さんをお願いす

るなど、いろいろな手だてを使って漏れなくお伝えしていきたいと思っています。

清水委員 その方法はまだ煮詰まってなく、幾つかの方法を考えられるということですね。

事務局 全て、組み合わせをしてやっていきます。

清水委員 共有化というのは、児童家庭課とか支援課等、各課の情報を1つに集約化するという共有化ですね。各自治会の中に自主防災組織がありますが、ここにもあらかじめ名簿を渡しておくのですか。それとも発生した時点で渡す手順なのですか。

事務局 いざというときは、個人情報と問うていられない状況になりますので、全部流す方向になるかと思います。ただ、自主防災組織の皆さんに前もって情報を流すとなると、個人情報なので嫌だという方がいらっしゃいますので、難しいと思います。今、詰めているところです。

清水委員 民生委員や保健推進員といった組織は、自分の地域の要援護者の家庭を個別に回って安否確認していて、かなり細かい情報を持っているわけです。その情報と公的な名簿が一致して、実際に救助に当たる人が共有しているというのが理想ですが、個人情報の問題で、駄目だという行政の話もあります。しかし、個人情報の目的以外に使用しないのであれば、個人情報保護法の第8条、第2項第4号に渡してもいいということがあるらしいですが、それを市としてはどのように解釈されますか。それが有効であれば、実際に救助に向かう自治会長や組織長に渡してもいいと思います。災害の説明に来られている方は、災害時に渡しても意味がなく、常にその名簿を持っていなければ役立たないと説明をされています。そういう総合的な見地から、個人情報と自治会の中の災害対策組織との書類のやりとりをどのようにお考えですか。

事務局 ご指摘のとおり、個人情報との絡みで混乱しているところがあります。行政機関が持っている、手帳を持っている方や介護度が幾つとか90歳以上等の情報は、防災担当と共有し、災害時にはその名簿で確認、救助、避難指示をする考え方もありますが、個人情報として出してほしくないという方もいますので、そういった方々については、災害が起きてから、市として必要性を持って流すということになります。事前に渡せる情報としては、ただ今説明いたしました「手上げ方式」、「同意方式」というもので、これにより作られたリストを元に、どういうふうに助けるか、自主防災組織や民生委員さんが個別支援計画を作ります。それを自治会と市で共有して、自主防災組織の鍵の掛かる保管庫に入れておきます。同意しなかったためにリストから漏れる方については、市から再度確認してくださいということで、そのエリアの自治会や自主防災組織の方々に情報を提供し、確認していただいて、漏れなく把握する考え方で進めたいと思っています。

江口委員 32ページの「防災・防犯環境の整備」で、防災行政無線の件ですが、現在、警察のほうで振り込め詐欺について頻繁に放送されていますけれど、いかがなものかと思っています。振り込め詐欺自体の問題は分かるのですが、1日に1回以上放送されているというのは、緊急時の放送自体が効力を無くしてしまうのではないかと思っています。どういうシステムになっているのかお聞かせいただきたいし、できたら改善していただいたほうがいいのではないかと思います。

- 事務局 防災無線、行政無線の利用法等については、早く帰りましょうとか、高齢者が行方不明になったとか、振り込め詐欺が市内で頻発しているなど、適宜、情報を流しており、使用の制限は掛かっている、その他特に市長が必要と認めたときという形で対応しています。今回の振り込め詐欺は、警察官の名前をかたったもので、警察の威信をかけて捜査につなげたいと、少しでも情報を得るために必死になって要請されているので、その辺、ご理解いただきたいと思います。
- 副会長 この前の金曜日、大雨による道路の冠水で、石山商店の踏み切りの所は大渋滞でしたが、できれば防災無線で流してもらったほうがよかったですと感じましたし、行政の人が出て来るのが遅いと思いました。私自身が怖い思いをしたので、防災とか、災害とか、そういうときのために使ってもらいたいなと思いました。
- 事務局 ご指摘はよく分かるのですが、現在の防災行政無線のシステム上、2回に分けて一斉に市内全域に流れる形なので、ピンポイントの情報提供というのは難しい状況です。大雨警報が出ると、地域防災計画の風水害編に基づいて体制がつくられますので、各部署で担当の地区を見回ったり、車が通れなければ警察に連絡して、迂回路を指示するなど考えています。もう1つ、道路冠水対策として、現在、小名木川の改修工事を行っており、終了次第、石山商店の前から駅の南口にパイプを持っていき、小名木川に落とすという協議を県としていますし、この先のみのり町の下の方も南口に回して小名木川に流すということで、冠水は多分無くなるだろうと期待を持って工事を進めるところです。ご理解いただきたいと思います。
- 副会長 ありがとうございます。続いて、6ページの「介護者の疲労回復の支援充実」に関しては、ニーズにギャップが出ているということで廃止になるのですか。
- 事務局 22年度までリフレッシュ事業ということで、社会福祉協議会のほうで実施していましたが、「虹の会」という介護者の会ができて、介護者同志の交流や講習会などをその会が主催してやっていくような話がありますので、今年度からは、介護者の方々がどのように介護をしたらいいかという研修会等、支援をしていく方向になってきています。
- 川崎委員 36ページの福祉教育の県の指定を受けている千代田中学校ということで、市内で考えたときには「やや遅れている」という意味だと思いますが、市内でいうと、旭小学校の校長先生の判断だと思いますが、私どもの施設に年2回以上、必ず小学生が総合学習の福祉教育で来園されて、車いすの操作や、交流で一輪車を披露していただいたりしていますし、「横の連絡がない」とありますが、山梨小学校もうちの施設の障害者と交流を持って、建物の模型まで作って授業で発表したり、地域に発表したりしておられるので、進捗の評価はもう少し高いのではないかと思います。
- もう1つ、障害児・者の方で経管栄養をされている方は、全て水で胃を洗浄していますし、鼻腔の方も管を洗浄していますので、今回、柏井浄水場からセシウムか放射性ヨウ素が検出されたとき、市が全て井戸水対応してくれたので、四街道市に住んでいて良かったと言っていました。ほかの市では、子どもだけペットボトルをもらうとか、いろいろありましたが、非常に素晴らしい対応だと思います。

ので、今後の障害者の福祉計画の中で載せていただければと思います。

江口委員 38 ページの「市民による福祉的活動の促進」で、八木原小学校のことが取り上げられていて「非常に遅れている」と評価されていますが、遅れているということは、八木原小学校に限定された取り組みになっているということなのではないでしょうか。

事務局 進捗状況の下段のほうに書いてありますが、各中学校地区に1カ所の設置を目標にしているので、取りあえず八木原小に1つできたけれども、あと4つ残っているという考え方で、「遅れている」という記載になってしまいました。

江口委員 八木原小学校の目的外使用については以前から行われており、市内の5中学校でも八木原小の前例に見習って目的外使用の手続きをすれば、比較的できるのではないかと思います。学校の現状を見ますと、実態は使っていないけれども、余裕教室にそれぞれ「何とか室」と名前を付けて目的外使用はできませんということが多いのです。教育委員会としては、学校支援地域本部というのを立ち上げて、学校を支援するための地域本部ということで、地域に対する要請をすると言っているのですが、地域の要請に対して学校側は応えていないと、そういう相互のギャップがあるのではないかと思います。教育委員会と連携をして、広く市内の学校経営者の先生方と図り、できるだけ早めにやったほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局 ご指摘のとおりで、担当課が貸してくれと言ってもなかなか話に乗っていただけないなどあるが、最近、各学校に地域の方々が入るようになってきましたので、防災・防犯の観点等いろいろな観点からも、やはり学校自体が徒歩圏でつくられていますので、地域にとっては核となる施設だと思っておりますので、そういう意見を市民の方々から出していただくと同時に、我々もこういう場で意見をいただいて、教育委員会のほうにもっていく形で進めていきたいと思っています。この場に限らず、そういった機会がありましたら、ぜひ声を上げていただければと思います。

柴田委員 昨年からずっと言っていますが、教育委員会にこの会に出ていただいて、我々の話を実際に聞いてもらって考えてほしいということで、最近は出てきてくださっていますが、今日は帰られるという状況ですから、なかなか伝わらないのです。川崎委員が言われたことも、その前の交流教育のことも、学校との関わりがないとうまく進められないものがたくさんあると常々思っています。その流れから考えると、17 ページに健康増進課が担当する「ことばの相談事業の充実」も、課題は非常に多岐にわたっていて大変だろうと思いますが、子どもたちが次に行くのは学校ですので、相談事業そのものも学校との関わりの中でどう位置付けていくか、今後、考えていく必要があるのではないのでしょうか。

もう1点は、小学校の「ことばの教室」は、四街道市の場合、特別支援教育の一環としてどのくらい設置されているのですか。もし、各学校にあるとすれば、その担当の先生との連携を図っていく必要があると思います。そういう意味で、教育委員会との関わりが、いろいろな意味でも必要ではないかと思っています。

事務局 教育委員会ではないので詳しいことは言えませんが、市内には「ことばの教室」はかなりの割合であると思います。「ことばの相談事業」は、特別支援教育を通じ

て連続した支援ということで、教育委員会と連携を持っておりますし、「ことばの相談室」を巢立って就学に向けた場合は、保護者の了解を得てですが、各学校の担任やことばの担当者と引き継ぎ事項として、学校ではこのような支援をしていただきたいということの情報を共有しております。

柴田委員 学校教育に関わる場所もあるので、教育委員会の方は常にいるべきで、市全体として次に進むためには、目の前にいる子どもたちを一番よく知っている学校関係の人がいてくれたほうが、いろいろな意味で良いのではないかと思います。

事務局 その件につきましては、今日、たまたま中座してしまいましたが、次回からは出席していただけるよう、強く要請してまいります。申し訳ありません。

柴委員 余裕教室の件ですが、余裕教室を他の目的に利用したときに、不測の事態が発生しないように児童生徒の安全を確保する対策、あるいはその責任はどこにあるかを論じることが非常に重要だと思います。学校側がお貸しできませんとおっしゃるのは、少し理解できるような気がします。

事務局 学校経営については、学校長が全権を持って対応していますので、私どもも利用の状況を確認させていただいた上で、可能であればお願いしたいと申し入れをしております。利用実態を見ますと、何とか相談室、何とかサークル室と、本当に余裕のある使い方をしておられるようですし、学校の防災・防犯対策は、当然、利用方法を考えておられるでしょうから、そういったところまでつづいて貸せとまでは言うておりません。これからの子どもたちの今後の入学状況や開発計画などを踏まえながら、将来、埋まるのか埋まらないのか、そういった点を私どもと一緒に研究しながら、場合によっては貸していただきたいと考えています。

また、余裕教室に限らず、市の施設あるいは民間で都合のいい場所、シャッターの閉まっている所で活用できる所があれば、そういう活用も考えていきたいと考えており、今回は一例として余裕教室の話をしてしていますが、1つの候補ということです。拠点を整備することが必要で、余裕教室を使うことが目的ではないので、そこは十分注意していきたいと思います。

会長 ほかになければ、議題①はこれで了承ということでもよろしいでしょうか。ではそのように扱わせていただきます。

②現行計画の実績値について

清水委員 市の障害者のグループホームは1カ所で5名ずつと聞いていますが、3ページの数字は、他市町村の施設を借りているということでしょうか。

事務局 その通りです。こちらのグループホームは、今年開設したもので、ほとんどの方が四街道市以外のグループホーム、ケアホームに入居しているという状況です。

清水委員 将来、市内で確保しようという計画は、現在、あるのですか。

事務局 市のほうに、グループホームをやりたいといった話がたまにきます。グループホームの指定等は県が行いますが、その際、市が意見を出すようになっていきますので、ぜひとも、そういうときには協力していきたいと考えております。

柴委員 4ページの地域活動支援センターの利用人数、例えば22日で「145の30」と書いてあるのは、四街道市内在住の方が、30人ご利用になったという意味ですか。

事務局 その通りです。

会長 ほかになければ、この案件について了承ということによろしいですか。では、そのように扱わせていただきます。

③その他

会長 スケジュールの一部変更についてのご説明をいただきました。委員の方で何か、ございますか。

ないようですので、本日の障害者部会を終了させていただきたいと存じます。